

令和3年度第9回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提出日：令和3年8月3日  
 担当部・課：福祉部子ども保育課〔内線2526〕

## ① 件名

放課後児童クラブ利用負担金の改定について

## ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

## 【背景】

本市の放課後児童クラブ利用負担金（以下「利用負担金」という。）は、合併時に現行の金額を設定して以来、改定していない。

また、児童福祉法の改正により、平成27年度から対象児童が高学年まで拡充され、利用申込が増加したことから、施設整備及び放課後児童支援員等の増員による放課後児童クラブの運営費の増加が行財政改革の重点課題になっている。

国においては、運営費の半分は保護者が負担することが望ましいとの考えを示しているが、本市の令和3年度における運営費に対する利用負担金の割合は約15%であり、国の考え方と相当乖離している状況となっている。

## 【目的】

放課後児童クラブ事業を安定的に継続する観点から、利用者負担の適正化を図るもの。

## ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

## 【根拠法令】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

石巻市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第146号）

石巻市放課後児童クラブ条例施行規則（平成17年規則第94号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第4章 安心して健やかに暮らせるまち

第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する

1 子育てを支援する環境を整備する

## ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和3年3月 石巻市行財政改革推進プラン2025に掲載

## ⑤ 主な内容

## ■利用負担金の改定

児童1人当たりの利用負担金					
	月額	学年始休業 期間加算額	夏季休業期間 加算額	冬季休業期間 加算額	学年末休業 期間加算額
改定前	2,000円	500円	2,000円	500円	500円
改定後	<u>3,000円</u>	<u>750円</u>	<u>3,000円</u>	<u>750円</u>	<u>750円</u>

※兄弟・姉妹利用の場合、2人目以降は半額。

生活保護世帯、同居者全員が非課税でかつ、母子（父子）家庭、障害者（児）のいる世帯等は免除。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

対象学年の拡大に伴う施設の整備、利用者の増加により運営費総額に占める一般財源が過大となっているが、利用負担金を増額することで、一般財源の軽減が図られる。

【市財政への負担】

児童1人当たりの負担金 41,250円/年（現行：27,500円/年）

令和4年度以降の利用児童数（利用負担金対象）の見込みを2,100人とし、うち、兄弟・姉妹利用児童数を9%と見込む

1,911人×41,250円 ≒ 78,828千円（現行：52,552千円）

189人×20,625円 ≒ 3,898千円（現行：2,598千円）

82,726千円－55,150千円 ≒ 27,576千円の歳入増

○運営費に対する利用負担金の割合

（単位：千円）

	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
運営費	360,003		443,760		475,354		424,634	
2,000円	55,150	15.31%	55,150	12.42%	55,150	11.60%	55,150	12.98%
3,000円			82,726	18.64%	82,726	17.40%	82,726	19.48%
比較			27,576	6.22%増	27,576	5.80%増	27,576	5.50%増

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市：月額3,000円      名取市：月額3,000円  
 岩沼市：月額2,000円      塩釜市：月額3,000円  
 東松島市：月額5,000円      大崎市：月額3,000円  
 気仙沼市：月額5,000円

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年 9月 市議会第3回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について提案  
 （施行予定年月日：令和4年4月1日）  
 10月 令和4年度放課後児童クラブ利用募集案内にて周知  
 （ホームページ、市報でも周知）

⑨ その他